

介護保険住宅改修工事をおさらい

— 福山市の事業です — 参考



対象となる方

介護保険の被保険者の方で、
要支援1・2、要介護1〜5と認定されている方

介護保険で利用できるのは、現在生活している住宅
だけです。家の新築や増築で居室をつくる場合などは
対象となりません。

支給金額

1人あたり20万円までのうち、対象となる工事費の9割りが
支給になり、残りの1割りが自己負担になります。
(いったん、工事費の全額を払ってもらい、後から対象額の
9割りが福山市から支給されます。)

例えは... 工事費が10万円だとしたら...

支給金額 → 9万円(10万円の9割り)

自己負担額 → 1万円(10万円の1割り)

※残りの10万円は別の介護保険
住宅改修工事で使用できます。



要介護度が3段階皆1人上あがった場合は、これまでの
支給金額にかかわらず、改めて20万円までの工事が支給
対象となります。

※その他、気になる事があれば、
何でもご相談ください!



— 当社での介護保険住宅改修の事例 —

- 手すりの取付 (廊下, 玄関, 浴室, 階段, など)
- 扉のドアノブの交換 (にぎりにやすい物へ)
- 浴槽の入替 (浴槽が深い物から浅くて入りやすい物へ)
- 扉の交換 (開き戸から引き戸へ)
- 便器の入替 (和式から洋式便器へ)
- 床の張替 (和室から洋室へ)



— 風邪を予防しましょう —

寒い季節になりました!
風邪やインフルエンザなど、流行りの時期がやってきますね。
空気をキレイにして予防しましょう!



☝ Panasonicの加湿空気清浄機

ツインレバー搭載のキャッチャーでリビングの床上30cmを
徹底洗浄、スピード集じんのでリビングもすばやくキレイに



有限会社佐藤住設
SATOU JYUUSSETU CO., LTD.



954-6959

